

「精華町児童育成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画」(仮称)

素案骨子の作成に向けた検討資料

≪構成案≫ ※現計画の構成をベースに記載

1 はじめに

- (1) 計画の位置づけ
- (2) 計画の期間
- (3) 計画の対象

今回会議での検討事項

2 精華町が考える、子ども・子育ての姿

3 計画の課題

4 計画の目標

5 精華町の取り組み

6 計画を進めるために

7 各教育・保育提供区域における各年度の事業実施計画

- (1) 教育・保育
- (2) 地域子ども・子育て支援事業

8 資料編

1 はじめに

(1) 計画の位置づけ

本町における事業計画は、子ども・子育て支援法により定められた記載事項に加え、平成26年度で計画期間が満了する「精華町児童育成計画・精華町次世代育成支援後期行動計画」(現計画)を引き継ぐ計画として位置づける。

⇒「精華町児童育成計画・精華町子ども・子育て支援事業計画」(仮称)を策定

(2) 計画の期間

平成27年度から平成31年度の五ヵ年

(3) 計画の対象

- ・0歳～18歳未満の子ども
- ・子どものいる家庭
- ・子どもとその家庭を取り巻く精華町の地域社会全体

2 精華町が考える、子ども・子育ての姿

3 計画の課題

4 計画の目標

5 精華町の取り組み

- ・現計画を踏まえ、施策分野ごとに取組・事業を記載
- ・7で掲げる新制度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業についても、事業ごとに記載

6 計画を進めるために

7 各教育・保育提供区域における各年度の事業実施計画

(1) 幼児期の教育・保育

(2) 地域子ども・子育て支援事業

8 資料編

今回実施のニーズ調査、ヒアリング等の
実施結果も踏まえ、今後検討

◎新事業計画部分(7)には、次の事項などを必ず記載する必要がある。

- ①「教育・保育提供区域」の設定について
- ②平成27年度から五ヵ年の、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策(確保の内容、実施時期)」について(①の区域ごと記載)

1. 教育・保育提供区域の設定

市町村は、地域の実情に応じて、「量の見込み」・「確保方策」を定めるための単位（＝「教育・保育提供区域」）を設定することとなっている。

⇒ 精華町における「教育・保育提供区域」をどのように設定するか。

《検討に先立つ概況》

- ・精華町では、5小学校区に各1の保育所（直営3・民間委託2）があり、町内に3つの私立幼稚園がある。
- ・町域は、南北8km、東西6km程度とコンパクト。3中学校区あり、各中学校間は直線距離で約3km。
- ※（参考）高齢福祉に係る日常生活圏域は、「30分で駆けつけられる範囲」「中学校区程度」などが目安となっており、精華町ではA・Bの2圏域を設定。

2. 量の見込みについて

市町村は、教育・保育提供区域ごと、年度ごとに以下の「量の見込み」を定めなければならない。

①「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」

- ・認定の区分（1号・2号・3号）に加え、0歳、1～2歳、3～5歳の3区分で設定すること。地域の実情等に応じ、さらに細かい区分設定も可
- ・保育の必要性がある子どもについて、「保育標準時間」と「保育短時間」は分けない。地域の実情等に応じ、区分することも可能
- ・社会的流出入等の動向等を勘案することも可能。ただし積算根拠が必要

②「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」

- ・地域子ども・子育て支援事業に該当するもののうち、実施しようとする事業ごとに設定

※実施しようとする事業・・・精華町における「地域子ども・子育て支援事業」のニーズ及び実現可能性を勘案し、今後要検討。

◎検討事項1◎ 教育・保育提供区域について

- ・教育・保育提供に係る需給バランスの安定は、町内を1区域と捉える中で確保することが適切（小学校区単位などを区域とすると、需給の変動に柔軟に対応できない）

⇒（事務局案） 「教育・保育提供区域」＝町域（1区域）とする。

◎検討事項2◎ 「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を算定する際の区分について

⇒（事務局案） 国の基本指針等に基づき、以下の区分とする。

- ・年齢区分は以下の4区分とする。
 - ①0歳、保育の必要性あり ②1～2歳、保育の必要性あり
 - ③3～5歳、保育の必要性あり ④3～5歳、幼児期の学校教育のみ
- ・「保育標準時間」と「保育短時間」は区分しない。
- ・大規模な開発に伴う教育・保育の量的確保は、別枠で考えるべきものであり、現時点では考慮しない。

3. 量の見込み、確保方策の表イメージ（幼児期の学校教育・保育）

年 度 認定の区分（※1）		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 31 年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み （必要利用定員総数）		268 人	450 人	414 人	269 人	451 人	409 人	246 人	413 人	385 人
確保 方 策	認定こども園，幼稚園， 保育所 （教育・保育施設）	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	地域型保育事業（※2）			人			人			人
⑮ 実 績	教育・保育施設	479 人	532 人	303 人	—	—	—	—	—	—
	地域型保育事業（※2）			5人	—	—	—			

※1 認定の区分 1号 … 3～5歳，幼児期の学校教育のみ

2号 … 3～5歳，保育の必要性あり

3号 … 0～2歳，保育の必要性あり

※2 小規模保育事業，家庭的保育事業，居宅訪問型保育事業，事業所内保育事業

4. 量の見込み、確保方策の表イメージ（地域子ども・子育て支援事業）

※事業の種類ごとの量の見込みを定め、事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

利用者支援事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（ヵ所）					
確保方策（ヵ所）					

- ・子ども及び保護者が、教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切に選択し、円滑に利用できるよう、支援を行うものとして制度化。

時間外保育事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	406	404	384	381	374
確保方策（人）					

- ・時間外保育事業 = 早朝・延長保育
- ・確保方策（案）：町内保育所5ヶ所で、継続して対応

放課後児童健全育成事業		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年	量の見込み（人）	385	380	386	370	367
	確保方策（人）					
高学年	量の見込み（人）	176	175	172	174	172
	確保方策（人）					

- ・確保方策（案）：継続して実施

子育て短期支援事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人×回）	0	0	0	0	0
確保方策（人×回）					

- ・子育て短期支援事業 = ショートステイ事業 として実施している。（京都大和の家）
- ・確保方策（案）：ニーズ調査では利用意向が出てきていないが、利用実績に基づき検討

乳幼児家庭全戸訪問事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	280	277	270	265	264
確保方策（人）					

- ・量の見込み = 新生児数の見込み
- ・確保方策（案）：継続して実施

○養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

- ・量の見込み及び確保方策（案）：現在の実績等を勘案し、今後も継続して実施

地域子育て支援拠点事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人×回）	1,461	1,442	1,396	1,372	1,355
確保方策（人×回）					

- ・量の見込み = 広場型の利用を想定
- ・確保方策（案）：継続して実施。子育て支援センターで実施の各種事業についても同様

一時預かり事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園預かり保育	量の見込み（人×日）	2,699	2,704	2,537	2,532	2,477
	確保方策（人×日）					
2号認定による定期的な利用	量の見込み（人×日）	6,323	6,335	5,944	5,932	5,804
	確保方策（人×日）					
上記以外	量の見込み（人×日）	15,537	15,443	14,732	14,586	14,339
	確保方策（人×日）					

- ・量の見込み：ニーズ調査結果を用いて算出
（＝将来児童数×家族類型（潜在含む）×意向率（潜在含む））
- ・幼稚園預かり保育・・・幼稚園利用者で、早朝や延長の保育に係るニーズを算出
- ・2号認定による定期的な利用・・・3-5歳の保育利用者で、幼稚園での教育を希望する人によるニーズを算出
- ・上記以外・・・保育所での一時預かり、トワイライトステイ事業へのニーズ
（＝一時預かり事業全体のニーズ - 幼稚園の預かり保育ニーズ - ベビーシッター - その他）

病児保育事業 （病児・病後児保育）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人×回）	780	777	739	733	720
確保方策（人×回）					

- ・量の見込み：ニーズ調査結果を用いて算出
- ・確保方策（案）：継続して実施

子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) (就学児)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年	量の見込み (人×日)	0	0	0	0	0
	確保方策 (人×日)					
高学年	量の見込み (人×日)	0	0	0	0	0
	確保方策 (人×日)					

- ・量の見込み：ニーズ調査結果からは利用意向として算出されていないが、ファミリー・サポート・センターに関する設問や自由記述部分等からニーズを検討
- ・確保方策 (案)：今後検討が必要

◎ファミリー・サポート・センター事業実施へのニーズ把握について

- ・資料1 P.48 (8) ①保護者の用事で不定期に利用している事業 の設問
精華町ではファミリー・サポート・センター事業を実施していないため、選択肢から削除 → 利用意向率=0 → 量の見込み=0 として算出されてしまう。
- ⇒ 国作成のニーズ調査票モデルにおいては、ファミリー・サポート・センター事業が未実施である場合が想定されておらず、本町において、数値的な量の見込みを算出することは困難。
- ⇒ 他の設問への回答から、ファミリー・サポート・センターへのニーズを検討
- ・資料1 P.28⑥定期的に利用したいと考える事業 (利用有無に関わらず) の設問
ファミリー・サポート・センター事業の利用希望 …… 全体の6.9%
- ・資料1 P.51②保護者の用事での事業利用希望の有無 【望ましい形態】 の設問
一時預かり事業等としてのファミリー・サポート・センターの利用希望
…… 一時預かり等を利用したい人 (全体の41.5%) のうち、14.6%

○妊婦に対して健康診査を実施する事業

- ・量の見込み及び確保方策 (案)：現在の実績等を勘案し、今後も継続して実施
※厚生労働大臣が定める「望ましい基準」に基づき実施するものとされており、
精華町でも既実施。(京都府の基準と同様・・・受診回数14回、公費負担額90,330円)